

看護師及び介護従事者の全国を適用対象とした
特定最低賃金の新設を求める意見書

少子高齢化が進む中、国民のニーズに的確に対応できる看護師及び介護従事者の安定的な確保や離職の防止は喫緊の課題となっている。

日本医療労働組合連合会が実施した「2017年看護職員の労働実態調査」では、約7割が慢性疲労や健康不安を訴え、看護職員の妊婦のうち約5割が夜勤を免除されておらず、3人に1人が切迫流産、1割が流産を経験するなど、看護師の過酷な勤務実態が明らかとなった。さらに、仕事を辞めたいと感じている人は74.9%に達し、その理由は「人手不足で仕事がきつい」が47.7%、「賃金が安い」が36.6%となっている。

また、全国労働組合総連合が実施した「介護施設で働く労働者のアンケート」によると、介護施設で働く労働者の賃金が、全産業労働者の賃金より約9万円低くなっており、仕事を辞めたいと思ったことがある人は57.3%に達し、その理由は「賃金が安い」が44.7%、「仕事が忙しすぎる」が39.6%、「体力が続かない」が30.1%となっている。さらに、利用者への十分なサービスの提供ができていないと考えている労働者にその理由を尋ねると、約8割が「人員が少なく業務が過密」であることをあげている。

国は、看護・介護人材確保のための取組を進めているが、「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されていないことから、必要な人材の確保が困難となり、利用者の安全や医療・看護及び介護の質にも影響を及ぼしかねない状況となっている。

よって、政府においては、安全・安心な医療・看護及び介護体制を確保するため、看護師及び介護従事者の賃金の底上げを図り、全国を適用対象とした看護師及び介護従事者の最低賃金（特定最低賃金）を新設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和元年（2019年）7月5日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）日本共産党所属議員全員